

会 議 報 告

区 分	内 容
会 議 名	第 5 回 こどものまち前橋若者会議
日 時	令和 6 年 1 2 月 9 日（月） 1 7 : 0 0 ~ 2 0 : 3 0
場 所	前橋市保健センター 4 階 集団指導室
出 席 者	【委員 6 名出席、1 名欠席】 齋藤会長、佐藤副会長、二上委員、林委員、大畠委員、吉野委員 【事務局ほか】 こども支援課：望月課長、佐藤副参事、小暮副参事、齋藤副主幹、奈良主任 こども施設課：高橋補佐、石坂副主幹
議 題 等	（１）前橋市こども基本条例の検討状況について （２）前橋市こども計画及び第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画の策定について
結 果	議題について、現在の市の取組状況等を説明するとともに、若者当事者としての意見聴取、意見交換を行った。今後、条例制定や事業計画策定のなかで意見の反映について検討していく。
内 容	資料をもとにこども支援課及びこども施設課から説明を行った。 （１）前橋市こども基本条例の検討状況について（説明：こども支援課） ・こどもに関連した事業は様々ありこどものために取り組んでいくものであるが、その根底となるこども自身の尊厳や人権などをしっかり守り大切にすることからまずは取り組んでいきたい、皆で考えていきたい、そのきっかけづくりとしてこどもの権利を守る条例を制定していきたい、という思いがこの条例を制定することとなった背景にある。 ・こどもを取り巻く現状を踏まえ条例を制定し目指すこと（こどもの笑顔があふれ、こどもを中心とした「こどものまち前橋」の実現を目指し子どもの権利を保障するための条例を制定すること）について説明。 ・こどもの権利条約の考え方と条例骨子案の構成、イメージ図の説明。前文、目的などの構成、本市の条例における４つの基本理念、こどもを取り巻くそれぞれの立場の役割や責務などを説明し、こどもの権利を保障するため相互に連携、協力することやこどもの声を聴き参画できるよう努めることなど、条例の骨子案（未定稿）資料と併せ制定に取り組んでいる条例の組み立てについて概要を説明した。 （２）前橋市こども計画及び第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画の策定について（説明：こども支援課、こども施設課） ・こども基本法に基づきこども施策を総合的に推進するため策定をすることとした「前橋市こども計画」とはどのようなものなのか、計画の位置付けや関連する各種計画の内容、関係性、スケジュールなども含めて説明した。

- ・ こども計画策定後、その一部として位置付けされることとなる「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」について、今年度が第二期終期となるため来年度から始まる第三期計画を現在策定しており、その素案について概要等を説明した。
- ・ 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、ニーズ調査を行っており、本市の現状（こども人口の減、女性就労・男性育休の増、子育て支援事業利用希望の有、子育ての負担・不安感の増）とそれを踏まえた各種事業の計画、実施、内容等について説明した。

【意見交換、主な意見】

○前橋市こども計画及び第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画の策定について

①事業計画全体に対する意見

- ・ 事業計画の事業では様々な支援やサービスがあることが分かったが、こういった支援があることを知らないまま困っている人もいるかもしれないので、そういう人達に向けた対策をしていくことが大事だと思った。
- ・ 健診などはこどものためだけでなくそこに来る保護者どうしの繋がりができるなど健診だけではない効果が期待できる。その繋がりで地域で母親どうしのコミュニティができれば、こどもが成長してもお互い子育てに関して相談できるなど不安解消にも繋がると思う。
- ・ 保育士の働く環境が良くなることも大切であると思う。
- ・ こどもの人口が減っても利用のニーズが様々ななかで、現状を維持し事業に取り組んでいくということは、利用者にとってはありがたいことなのだろうと思う。

②重点的に進めると良いと思う事業など

- ・ 情報発信に力を入れていくべきである。子育て支援関連情報を必要としている人にきちんと情報が伝わるようにする必要がある。
- ・ 保育の質の向上として医療的ケア児や発達に支援が必要なこどもへの支援を充実させ、より丁寧に対応し取り組んでいく必要がある。
- ・ 切れ目のない様々な支援は重要であり行政内外でしっかり連携し取り組んでほしい。親同士が情報交換をして繋がりを持つことで親の孤立感が解消されて安心して子育てができるような施策に取り組むことも必要だと思う。

③新たに取り組むと良いことなど

- ・ 将来の子育て世代への周知啓発が大切。若者にこれからのライフプランをイメージしてもらえようような取り組み、例えば、子育て支援事業に学生を取り込んでみてはどうか、また、プレコンセプションケアなど若いうちから話を聞く機会を設けるなどを実施してはどうか。
- ・ こどもをほしいと思っている人たちが様々な市の事業に関する情報に

たどりつけるように SNS など積極的に活用した情報発信があるといいと思った。

○前橋市こども基本条例の検討状況について

①こどもの権利について、大切だと思うこと、大切にしてほしいこと、守られていないと思うこと

(生きる権利)

- ・食事がきちんととれること、誰かと一緒に食事がとれるような状態を提供すること、こどもが話したいことがあるときに話したいと思う相手がいる状態を作ってあげることが大事。
- ・必要な医療が受けられること、受けられる環境づくりが大事。

(育つ権利)

- ・家庭の経済状況によって受ける教育が左右されないこと、こどもが学びたいと思うことを学ぶことができること、体験型の学習の機会が提供されることもこどもの成長に必要であると思う。

(守られる権利)

- ・多様性が尊重されていること、障害のあるなしや国籍が違うなどという理由で差別されないことが大切。どんなこどもでも守られることが大事。
- ・DVや精神的な被害からも守られること。こども自身が被害を受けたときに能動的に動かなければたどり着けないことが多いと思うので、誰かが気付いてくれる、気にかけてくれているという状況が恒常的にあり、こども自身も守られていると実感できることが大事だと思った。

(参加する権利)

- ・こどもが意見を言えること、大人が聞いてくれること、それによってこどもも社会の一員であると感じることができると思う。
それぞれ様々な価値観や考え方を持っていることを理解することでお互い否定しない意見交換ができ自分の意見が言いやすくなるのではないと思う。
- ・様々な情報が保護者で留まらずこどもまできちんと届くようにすることが大切。保護者の意見でこどもの参加が左右されないようにしていく必要がある。
- ・まずは「こどもが情報を得られること」から参加する権利があると思うので情報を得られる機会がもっと増えるようになっていくと良いと思う。

②こどもの権利を保障するため、誰が何をすればよいと思いますか。

- ・こどもが何かあったときにどこに相談すればよいのか、どんな支援があるのか知ることができないと困るので、そのための情報発信は大切。相談できる場も含めてであると良い。
- ・こどもたちが自分の意見を言うだけでなく他者の意見を尊重したり助け合ったりすることも重要。

- ・行政がこどもの権利を周知すること。また、こどもの権利をこどもに教えるのはこどもたちが関わる施設（機関）などだったりするので、そういった機関で教えるための取り組みをもっと行っていくことが必要。
- ・全くこどもとかかわりのない人でも条例を読みたくるような、当事者意識のない人たちでも考えたくるような形で行政から広報できれば良いと思う。

③ どういう条例になってほしいか、この条例ができることによってどういう前橋市になってほしいかなど、条例への想いを教えてください。

- ・全てのこどもが自分の存在を肯定できる、自分の将来を自由に想像できるようになるといいなと思う。こどもの想いが行政に届き反映される、こどもが地域住民のひとりとして活躍できる存在になれるまちなになっていったらいいなと思う。
- ・こどもを守る役割を担っている対象（地域）が、この条例制定を機に、こどもに関することに重きを置いてもらえたら良いのではと思う。地域の一人ひとりがこどもに目を向けてもらえるよう意識改革ができれば良いと思う。
- ・条例ができることによってまずはこどもが安心して生きられるようになってほしいし、保護者が安心して子育てできるまちなになるといいと思う。「このまちななら安心して育てられる」と思ってもらえるようになると良いと思う。

④ 条例制定後、広く市民に浸透させるにはどのようにしたらよいか、こどもや若者に周知するための工夫は？

- ・条例の内容をハンドブックやチラシ1枚で分かるような（短時間で大人が見て知ることができるような）ものを作る。
- ・条例について分かりやすく解説したパンフレット（A3三つ折り）などを制作する。こどもに読ませるか大人に読ませるかで内容やデザインを変える。作成したパンフレットを学校の授業で使ってもらえたらいいのではないかな。
- ・こどもに周知する際に外国籍の子もいるので、多言語化まではしなくてもこども達に分かるようなやさしい日本語（フリガナがふってあるなど）で表現すると良いと思う。

⑤ 条例（骨子案）をみて思ったこと、感じたこと

- ・条例の役割・責務の部分（市民等）に、育ちの支援だけでなく「見守る」という言葉が入るとこどもに対する目線がより変わるのではないかと感じた。
- ・率直にこの条例が地域に定着したらいいなと思った。定着させるには、どう市民に浸透させるかこどもたちに周知できるか。条例ができることがゴールではなく、そこからどう広めていくのが課題になると思う。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・前橋市のこどもたちに出演してもらってPR動画を作成するとか、パンフレットだけでなく絵本などもあったら面白いと思う。（こどもの権利条約の絵本はすでにあるが、前橋版の絵本を作成する。）学校などでも絵本なら扱いやすいと思う。 |
|--|--|

○その他：こどもからの意見聴取方法や周知方法

- ・SNSの活用は広く周知することに効果が期待できる。
- ・ポスターなどで周知することもできると思うが、掲出されているところでしか広まらない。今はSNSのほうが広く周知できると思う。
- ・学生などの若い世代は、市広報などはほとんど見ないと思われる。